

株 主 各 位

大阪市天王寺区東高津町12番6号

株式会社 **浅沼組**

代表取締役社長 浅沼健一

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆さまには日頃よりご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入の上、平成25年6月26日（水曜日）午後5時15分までに到着するようにご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪市天王寺区東高津町12番6号
当会社 本社8階会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第78期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第78期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類及び添付書類（事業報告、計算書類、連結計算書類）の記載事項について、修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.asanuma.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、当初は復興需要等を背景として緩やかな回復基調が続いておりましたが、欧州政府債務危機問題や新興国の経済成長の鈍化、円高の長期化等により回復の動きに弱さが見られました。しかし、昨年末の政権交代以降、経済政策への期待感から、市場では株価の回復や円高の是正へという動きを示すなど、明るい兆しも見え始めております。

当社グループの主たる事業である建設業界におきましては、公共投資に関しては、復興需要を要因に総じて底堅く推移いたしました。民間投資に関しては、非住宅関連は景気の先行き不透明感から企業の景況判断も慎重さが見られ、設備投資等に一部弱さが見られたものの、住宅関連は底堅く、首都圏を中心として回復の動きが見られるなど、総じて回復基調で推移いたしました。しかし、建設業界全体としては、復興事業への集中による労務費の高騰等、懸念要素も多く、厳しい経営環境は依然継続いたしました。

このような環境の下、当社グループの当連結会計年度の受注高は1,157億9千万円となり、前連結会計年度比9.2%の増加となりました。

売上高につきましては1,211億9千2百万円となり、前連結会計年度比13.7%の減少となりました。部門別では建築工事が988億5千9百万円（前連結会計年度比17.1%減）、土木工事が201億1千8百万円（前連結会計年度比12.0%増）、その他事業が22億1千4百万円（前連結会計年度比32.9%減）であります。

この結果、当社グループにおける受注高・売上高・繰越高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	建 築	117,034	98,217	98,859	116,392
	土 木	23,460	17,572	20,118	20,914
	計	140,494	115,790	118,978	137,307
そ の 他 事 業		—	—	2,214	—
合 計		140,494	115,790	121,192	137,307

損益に関しては、労務費の上昇等による工事採算の悪化により、営業損益については、38億5千2百万円の損失（前連結会計年度損失72億2千3百万円）となりました。

経常損益については、42億1千6百万円の損失（前連結会計年度損失74億6千7百万円）となりました。

当期純損益については、子会社の譲渡や保有資産の売却等により、34億1千8百万円の損失（前連結会計年度損失84億9千6百万円）となりました。

以上のような状況を受けまして、当連結会計年度におきましては、誠に遺憾ながら、無配とさせていただくことといたします。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資は社内システムの機能拡張等の情報関連設備を中心に総額は3億9千5百万円であります。

なお、当連結会計年度中に、主要な設備である本社・大阪本店ビル（建物及び土地）を売却しております。また、当社連結子会社でありました株式会社奈良万葉カンツリ倶楽部の株式全部を譲渡したことに伴い、その建物及び土地が減少しております。

(3) 資金調達の状況

当社は経営環境の変化に柔軟に対応するため、安定的かつ機動的な資金調達枠を確保するとともに、より一層の財務基盤の強化を図ることを目的としてコミットメントライン契約を締結しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

平成25年3月1日をもって、当社連結子会社である株式会社奈良万葉カンツリ倶楽部の株式全部を株式会社アコーディアAH12へ譲渡いたしました。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、日本経済は引き続き輸出環境の改善や経済政策等の効果などを背景に、次第に回復へ向かうことが期待されますが、雇用・所得環境の回復の遅れや海外景気の下振れ等、景気下押し懸念が存在していることにも注意が必要であります。

平成25年度の建設投資につきましては、公共投資は繰り越された前年度の大規模補正予算の執行等により増加が見込まれております。また、民間投資も、住宅関連は消費税増税前の駆け込み需要、非住宅関連も国内景気の回復に伴い企業の設備投資等の増加が見込まれ、前年度比増となる見通しです。

このような状況の中、当社グループの当面の最重要課題は、平成24年3月期及び平成25年3月期の業績低迷からの脱却であり、平成25年3月期において、営業拠点の見直しや保有資産の売却、内勤者を対象とした希望退職者の募集並びにこれらに伴う組織改革等を実行いたしました。

今後は限られた経営資源の中、全部門において、取り組むべき事業・案件・業務について、リスク等を抽出し「選択と集中」を行うことにより、不採算工場の排除及び業務の効率化を図ってまいります。また、当社が信頼され、事業を継続していくための「工事利益水準の確保」に向けて、営業・工務・設計・施工・管理部門等が連携し、速やかに具体的施策を立案・実行できる体制を確立してまいります。そして、変化の激しい外部環境に対し、柔軟に対応し得る組織であり、同時に当社が120有余年培ってきた技術力・営業力を持って、これからも信頼され発展し続けられる強靱な「将来の礎となる組織体制」の構築に取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

(当社グループの財産及び損益の状況)

区 分	平成22年 3 月 期	平成23年 3 月 期	平成24年 3 月 期	平成25年 3 月 期
受 注 高 (百万円)	135,846	133,063	106,030	115,790
売 上 高 (百万円)	154,888	128,201	140,462	121,192
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	484	309	△8,496	△3,418
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	6.37	4.06	△111.63	△44.92
総 資 産 (百万円)	127,504	125,878	124,162	107,110
純 資 産 (百万円)	19,822	19,744	11,316	8,672

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
浅沼建物株式会社	20百万円	100.0%	建築物・関連設備の管理メンテナンス業、建設工事業、損害保険代理業

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社1社を含め4社であり、このほか持分法適用会社3社があります。

2. 当社の連結子会社であった株式会社奈良万葉カンツリ倶楽部は平成25年3月1日をもって株式全部を株式会社アコーディア・ゴルフの子会社である株式会社アコーディアAH12に譲渡いたしました。

(8) 主要な事業内容

当社グループは、建設業法により特定建設業者として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関する事業、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者として国土交通大臣免許を受けて不動産に関する事業、建築物・関連設備の管理メンテナンス事業、損害保険代理業を行っております。

(9) 主要な営業所

① 当 社

名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市 天 王 寺 区
大 阪 本 店	大 阪 市 天 王 寺 区
東 京 本 店	東 京 都 新 宿 区
名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 中 村 区
北 海 道 支 店	札 幌 市 豊 平 区
東 北 支 店	仙 台 市 青 葉 区
北 関 東 支 店	さ い た ま 市 大 宮 区
横 浜 支 店	横 浜 市 中 区
神 戸 支 店	神 戸 市 中 央 区
広 島 支 店	広 島 市 南 区
九 州 支 店	福 岡 市 博 多 区

② 子会社

名 称	所 在 地
浅 沼 建 物 株 式 会 社	大 阪 市 天 王 寺 区

(10) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減数
1,285 名	205 名減

(11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,742 <small>百万円</small>
株 式 会 社 り そ な 銀 行	3,888
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,691
株 式 会 社 南 都 銀 行	2,553
農 林 中 央 金 庫	1,564
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,548
株 式 会 社 北 陸 銀 行	1,400
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	1,218
株 式 会 社 群 馬 銀 行	1,072

- (注) 1. 上記の借入先には、PFI事業を営む連結子会社に対する株式会社三井住友銀行を幹事とするプロジェクトファイナンスローン2件(借入先各々3社)総額6,391百万円並びに、株式会社足利銀行を幹事とするプロジェクトファイナンスローン(借入先7社)総額4,835百万円は含めておりません。
2. 当社においては、経営環境の変化に柔軟に対応するため、安定的かつ機動的な資金調達枠を確保するとともに、より一層の財務基盤の強化を図ることを目的としてコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該実行残高はございません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 293,565,000株
(2) 発行済株式の総数 77,386,293株 (自己株式1,279,903株を含む)
(3) 株主数 7,317名 (前期比 80名増)
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
浅沼組弥生会持株会	4,253 ^{千株}	5.59%
株式会社三井住友銀行	3,775	4.96
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	3,391	4.46
浅沼組自社株投資会	2,449	3.22
日新火災海上保険株式会社	1,987	2.61
浅沼健一	1,743	2.29
大西美知子	1,473	1.94
浅沼誠	1,358	1.79
浅沼一夫	1,350	1.77
三井住友海上火災保険株式会社	1,244	1.63

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 当社グループは、自己株式1,279,903株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成25年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	浅 沼 健 一	執行役員社長 統括事業本部長	浅沼建物株式会社代表取締役会長 一般社団法人全国建設業協会会長
代表取締役	森 本 寿 之	専務執行役員 名古屋駐在	
取締役	廣 田 新 次	常務執行役員 統括副事業本部長	
取締役	浅 沼 一 夫	常務執行役員 関係会社担当	浅沼建物株式会社代表取締役社長
取締役	内 藤 秀 文	常務執行役員 東京本店長	
取締役	山 腰 守 夫	常務執行役員 社長室長	
取締役	浅 沼 章 之	執行役員 建築事業本部長	
取締役	小 島 達 行	執行役員 土木事業本部長	
常勤監査役	赤 松 治		
監査役	辻 中 榮 世		辻中法律事務所 弁護士 株式会社シマノ 社外監査役 大阪電気工業株式会社 監査役
監査役	石 島 隆		三栄源エフ・エフ・アイ株式会社 社外監査役 法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科 教授
監査役	古 林 繁 則		

- (注) 1. 監査役辻中榮世氏及び石島隆氏は、社外監査役であります。
2. 監査役石島隆氏は、公認会計士の資格を有し、また大学院教授として専門分野における豊富な知識・経験等を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役石島隆氏は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両証券取引所に届け出ております。
4. 当期中の取締役及び監査役の異動
- (1)就 任 平成24年6月28日開催の第77期定時株主総会において、山腰守夫氏及び小島達行氏が取締役に、古林繁則氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

- (2) 退任 平成24年6月28日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって、取締役山科憲一氏及び藤本謙介氏並びに監査役吉村佳洋氏がそれぞれ退任いたしました。
5. 平成25年1月10日付で、代表取締役森本寿之氏は名古屋駐在に担当が変更、取締役山腰守夫氏は社長室長に担当が変更、平成25年4月1日付で、代表取締役社長浅沼健一氏は統括事業本部長の兼務を解除、取締役廣田新次氏は建築事業本部長に担当が変更、取締役浅沼一夫氏は社長室担当に担当が変更、取締役浅沼章之氏は海外事業部長に担当が変更となっております。

(2) 取締役及び監査役報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役	10名	80百万円
監査役 (うち社外監査役)	5名 (2名)	20百万円 (7百万円)
合 計	15名	101百万円

- (注) 1. 上記には平成24年6月28日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名が含まれております。なお、当事業年度末現在の人員は、取締役8名、監査役4名(うち社外監査役2名)であります。
2. 上記のほか、平成17年6月29日開催の第70期定時株主総会における役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の決議に基づき、退任取締役1名に対し1百万円を支払っております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 社外役員の重要な兼職先と当社の関係
当社とは記載すべき関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外監査役	辻 中 榮 世	当期開催の取締役会25回中16回、監査役会13回中10回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から内部統制システムや、コンプライアンスについて発言を行っております。
	石 島 隆	当期開催の取締役会25回中21回、監査役会13回中12回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からリスク管理及び決算の在り方等財務全般について発言を行っております。

- ③ 社外役員の責任限定契約
責任限定契約は締結しておりません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	43百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が法令に違反・抵触した場合もしくはその職務遂行に関する公平性の確保ができないものと合理的に疑うべき事情が判明した場合には、監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案として提出する方針であります。

5. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。今後も経営・業務の適正性を確保するとともに、環境の変化に応じた見直しを行い、内部統制システムの改善を図ってまいります。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動規範、コンプライアンス宣言を基本としたコンプライアンス規程、取締役会規則、執行役員規則等を整備する。
- ② コンプライアンス委員会及びコンプライアンス室を設置し、内部通報制度を構築する。
- ③ 監査室を設置し、業務活動が法令等に準拠しているか等を客観的に評価し、改善・提言を行うことを目的とする内部監査を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規則、稟議規程等に従い適切に保存及び管理し、必要に応じて検証、規程等の見直しを行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業推進に伴う損失の危険の管理については、リスクを適切に識別、管理の重要性を認識・評価し、状況分析を行い、業務に係る最適な管理体制を構築する。

- ① 日常業務に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部署で対応するとともに、必要に応じて専門性を持った会議体で審議し、適切な対策を講じる。
- ② 突発的に発生する災害等に伴うリスクについては、危機管理の手引き等に基づき対応する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は原則月1回開催し、また必要に応じて随時開催する。なお開催困難な場合は、書面決議ができるものとする。なお、重要案件については社長の諮問機関である経営会議に諮り、事前に検討し取締役会に上程する。
 - ② 経営上の意思決定と業務執行の明確化を目指して執行役員制度を採用する。
- (5) 当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社は、関係会社管理規程に基づき関係会社の業務執行を管理し、また関係会社が当社取締役会へ報告を行うことで統制のとれた業務の適正を確保するための体制を構築する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 取締役会は監査役会と協議し、職務を補助すべき使用人を置く。
- (7) 上記使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 上記使用人を置く場合は、任免・評価等について常勤監査役の同意を得るものとする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 代表取締役及び取締役は、取締役会において担当業務の執行状況について監査役に報告する。
 - ② 取締役及び使用人は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、監査室が実施した内部監査結果、内部通報があった法令等の違反については、速やかに監査役に報告する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、監査役会規則に基づき適切な運営を行うとともに、業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席する。
- ② 監査役は、業務執行に関する重要な文書を随時閲覧し、必要に応じ取締役、使用人に対し説明を求めることができる。
- ③ 監査役と会計監査人及び監査室は相互に連携し、必要に応じて意見交換を行う。

(注) 事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	88,525	流動負債	78,881
現金預金	28,905	支払手形・工事未払金等	28,595
受取手形・完成工事未収入金等	47,702	短期借入金	22,396
未成工事支出金	6,850	未払金	8,579
その他のたな卸資産	667	未払法人税等	102
繰延税金資産	0	繰延税金負債	6
その他	4,734	未成工事受入金	10,908
貸倒引当金	△ 336	完成工事補償引当金	826
固定資産	18,584	工事損失引当金	1,622
有形固定資産	9,577	その他	5,843
建物・構築物	4,097	固定負債	19,555
土地	5,266	長期借入金	12,949
その他	213	繰延税金負債	1,508
無形固定資産	443	退職給付引当金	3,703
ソフトウェア	335	その他	1,394
ソフトウェア仮勘定	9	負債合計	98,437
その他	98	純資産の部	
投資その他の資産	8,563	株主資本	7,173
投資有価証券	6,621	資本金	8,419
長期貸付金	365	資本剰余金	970
その他	2,758	利益剰余金	△ 2,080
貸倒引当金	△ 1,181	自己株式	△ 135
資産合計	107,110	その他の包括利益累計額	1,429
		その他有価証券評価差額金	1,429
		少数株主持分	70
		純資産合計	8,672
		負債純資産合計	107,110

連結損益計算書

(自 平成24年 4月1日
至 平成25年 3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完 成 工 事 高	118,978	
そ の 他 の 事 業 売 上 高	2,214	121,192
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	117,081	
そ の 他 の 事 業 売 上 原 価	1,898	118,980
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	1,896	
そ の 他 の 事 業 総 利 益	315	2,212
販売費及び一般管理費		6,065
営 業 損 失		3,852
営業外収益		
受取利息及び配当金	323	
持分法による投資利益	5	
そ の 他	92	421
営業外費用		
支 払 利 息	685	
支 払 保 証 料	33	
そ の 他	66	785
経 常 損 失		4,216
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,225	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	213	
子 会 社 株 式 売 却 益	472	
そ の 他	37	1,949
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	379	
減 損 損 失	235	
特 別 退 職 金 等	240	
そ の 他	345	1,200
税金等調整前当期純損失		3,468
法人税、住民税及び事業税	141	
法人税等調整額	△ 210	△ 68
少数株主損益調整前当期純損失		3,400
少数株主利益		18
当 期 純 損 失		3,418

連結株主資本等変動計算書

(自 平成24年 4月 1日
至 平成25年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成24年 4月 1日 残高	8,419	4,641	△ 2,332	△ 135	10,592
連結会計年度中の変動額					
欠損填補による 資本剰余金から 利益剰余金への振替		△ 3,670	3,670		-
当期純損失			△ 3,418		△ 3,418
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分		△ 0		0	0
自己株式の 処分差損の振替		0	△ 0		-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	0	△ 3,670	252	△ 0	△ 3,418
平成25年 3月 31日 残高	8,419	970	△ 2,080	△ 135	7,173

	その他の包括 利益累計額	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成24年 4月 1日 残高	672	51	11,316
連結会計年度中の変動額			
欠損填補による 資本剰余金から 利益剰余金への振替			-
当期純損失			△ 3,418
自己株式の取得			△ 0
自己株式の処分			0
自己株式の 処分差損の振替			
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	756	18	775
連結会計年度中の変動額合計	756	18	△ 2,643
平成25年 3月 31日 残高	1,429	70	8,672

連結注記表

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 4社
連結子会社の名称 浅沼建物(株)、(株)城北シンフォニア、宇都宮郷の森斎場(株)、(株)ひらかたシンフォニア

連結子会社であった(株)奈良万葉カンツリ倶楽部は、当連結会計年度において保有株式をすべて譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。

- (2) 非連結子会社の名称 アサヌマ・コンストラクション・リミテッド・インターナショナル

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社の数 なし
(2) 持分法を適用した関連会社の数 3社
持分法を適用した関連会社の名称

長泉ハイトラスト(株)、金沢宝町キャンパスサービス(株)、P F I 大野城宿舍(株)

- (3) 持分法を適用しない非連結子会社の名称
アサヌマ・コンストラクション・リミテッド・インターナショナル

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

3. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産

未成工事支出金	個別法による原価法
販売用不動産	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
材料貯蔵品	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース物件の所有権が借主に移転するものと認められる以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 完成工事補償引当金 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過年度の実績を基礎に、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の補修見積額を算定し、計上しております。
- ③ 賞与引当金 従業員に対し支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事の損失見込額を計上しております。

- ⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 完成工事高の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の現実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

- a. ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
- b. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金の利息
- c. ヘッジ方針 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
- d. ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

- ③ 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産

(1) 下記の資産は、当社の長期借入金3,336百万円（極度額5,363百万円）の担保及びコミットメントライン契約に伴う担保に供しております。

現金預金	437百万円
建物	3,349百万円
土地	4,012百万円
投資有価証券	4,870百万円

(2) 下記の資産は、P F I 事業を営む持分法適用関連会社等の借入金の担保に供しております。

投資有価証券	63百万円
長期貸付金	135百万円

(3) P F I 事業を営む連結子会社の事業資産をプロジェクトファイナンスローンの担保に供しております。

当該連結子会社の事業資産の額	12,183百万円
----------------	-----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

8,378百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、コミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末におけるコミットメントラインに係る借入未実行残高等は次の通りです。

コミットメントラインの総額	5,000百万円
借入実行額	—
差引額	5,000百万円

4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔連結損益計算書に関する注記〕

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 77,386,293株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更〕

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産につきましては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については基本的に銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形・工事未払金等及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は主として営業取引に係る資金調達であり、長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段としております。なお、デリバティブ取引は金融リスク管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預金	28,905	28,905	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	47,702	48,360	658
(3) 投資有価証券	5,753	5,753	0
資産計	82,361	83,019	658
(4) 支払手形・工事未払金等	28,595	28,595	—
(5) 短期借入金	22,396	22,396	—
(6) 未払金	8,579	8,579	—
(7) 長期借入金	12,949	13,281	332
負債計	72,521	72,853	332
(8) デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金預金

預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値によっております。

(3) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形・工事未払金等、(5) 短期借入金及び(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(8)参照)、当該金利スワップと一体として処理した元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割引いて算定する方法によっております。

(8) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(7)参照)。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額867百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 113円03銭 |
| 2. 1株当たりの当期純損失 | 44円92銭 |

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	76,363	流動負債	76,878
現金預金	28,327	支払手形	5,922
受取手形	1,805	工事未払金	22,490
完成工事未収入金	34,596	短期借入金	20,701
販売用不動産	625	未払金	8,580
未成工事支出金	6,851	未払消費税等	204
材料貯蔵品	42	未払費用	2,329
未収入金	3,681	未払法人税等	89
その他	769	繰延税金負債	6
貸倒引当金	△ 336	未成工事受入金	10,908
固定資産	18,844	預り金	1,398
有形固定資産	9,576	仮受消費税等	1,795
建物・構築物	4,096	完成工事補償引当金	826
機械装置・運搬具	6	工事損失引当金	1,622
工具器具・備品	133	その他	1
土地	5,266	固定負債	9,924
建設仮勘定	71	長期借入金	3,336
リース資産	0	繰延税金負債	1,500
無形固定資産	443	退職給付引当金	3,703
ソフトウェア	335	長期未払金	1,247
ソフトウェア仮勘定	9	その他	137
その他	98	負債合計	86,802
投資その他の資産	8,824	純資産の部	
投資有価証券	6,514	株主資本	6,983
関係会社株式	117	資本金	8,419
長期貸付金	710	資本剰余金	970
長期営業外未収入金	1,970	資本準備金	970
破産債権、更生債権等	19	利益剰余金	△ 2,270
長期前払費用	4	その他利益剰余金	△ 2,270
会員権及び入会金	401	固定資産圧縮積立金	1,450
その他	268	繰越利益剰余金	△ 3,721
貸倒引当金	△ 1,181	自己株式	△ 135
資産合計	95,208	評価・換算差額等	1,422
		その他有価証券評価差額金	1,422
		純資産合計	8,405
		負債純資産合計	95,208

損益計算書

(自 平成24年 4月 1日
至 平成25年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
完 成 工 事 高	118,751	
不 動 産 事 業 売 上 高	846	119,597
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	116,880	
不 動 産 事 業 売 上 原 価	854	117,735
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	1,870	
不 動 産 事 業 総 損 失	8	1,862
販売費及び一般管理費		5,816
営 業 損 失		3,954
営業外収益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	143	
為 替 差 益	55	
そ の 他	44	243
営業外費用		
支 払 利 息	497	
支 払 保 証 料	33	
そ の 他	66	597
経 常 損 失		4,308
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,224	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	213	
そ の 他	33	1,471
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	379	
固 定 資 産 除 却 損	100	
減 損 損 失	235	
特 別 退 職 金 等	240	
子 会 社 株 式 売 却 損	143	
そ の 他	245	1,344
税 引 前 当 期 純 損 失		4,181
法人税、住民税及び事業税	122	
法人税等調整額	△ 210	△ 88
当 期 純 損 失		4,093

株主資本等変動計算書

(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成24年4月1日残高	8,419	4,639	1	4,641	2,104	1,822	2,000	△ 7,775	△ 1,847
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩				-	△ 372			372	-
利益準備金の取崩				-	△ 2,104			2,104	-
別途積立金の取崩				-		△ 2,000	2,000		-
資本準備金の振替	△ 3,669	3,669		-					-
欠損補填			△ 3,670	△ 3,670				3,670	3,670
当期純損失				-				△ 4,093	△ 4,093
自己株式の取得				-					-
自己株式の処分			△ 0	△ 0					-
自己株式処分差損の振替			0	0				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				-					-
事業年度中の変動額合計	-	△ 3,669	△ 1	△ 3,670	△ 2,104	△ 372	△ 2,000	4,054	△ 422
平成25年3月31日残高	8,419	970	-	970	-	1,450	-	△ 3,721	△ 2,270

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成24年4月1日残高	△ 135	11,076	670	11,747
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩		-	-	-
利益準備金の取崩		-	-	-
別途積立金の取崩		-	-	-
資本準備金の振替		-	-	-
欠損補填		-	-	-
当期純損失		△ 4,093		△ 4,093
自己株式の取得	△ 0	△ 0		△ 0
自己株式の処分	0	0		0
自己株式処分差損の振替		-	-	-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			751	751
事業年度中の変動額合計	△ 0	△ 4,093	751	△ 3,341
平成25年3月31日残高	△ 135	6,983	1,422	8,405

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ② 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券

a. 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b. 時価のないもの 移動平均法による原価法

（注） その他有価証券については、時価もしくは実質価額が帳簿価額に比べて30%以上下落した場合に「著しく下落した」と判断しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 未成工事支出金 個別法による原価法
- ② 販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ③ 材料貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した（リース資産を除く）建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース物件の所有権が借主に移転するものと認められる以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 完成工事補償引当金 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過年度の実績を基礎に、当事業年度の完成工事高に対する将来の補修見積額を算定し、計上しております。
- (3) 賞与引当金 従業員に対し支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡工事の損失見込額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

4. 完成工事高の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

〔会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更〕

当社は法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産につきましては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産

(1) 下記の資産は、当社の長期借入金3,336百万円（極度額5,363百万円）の担保及びコミットメントライン契約に伴う担保に供しております。

現金預金	437百万円
建物	3,349百万円
土地	4,012百万円
投資有価証券	4,870百万円

(2) 下記の資産は、P F I 事業を営む関係会社等の借入金の担保に供しております。

投資有価証券	59百万円
長期貸付金	475百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

8,377百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	1百万円
長期金銭債権	484百万円
短期金銭債務	14百万円

4. 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、コミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末におけるコミットメントラインに係る借入未実行残高等は次の通りです。

コミットメントラインの総額	5,000百万円
借入実行額	—
差引額	5,000百万円

5. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高

営業取引	2,167百万円
営業取引以外	26百万円

2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当事業年度の末日における自己株式の数 1,279,903株
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金負債の主な内容は、その他有価証券評価差額であります。

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、車両等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額(円)	主な債権債務	
						科目	期末残高(円)
子会社 (注1)	佛奈良万葉カッパ倶楽部	100.0 (一) (注1)	資金の貸付 役員の兼任	増資の引受 (注2)	1,165,930,888	—	—
				貸付金の回収	1,890,870,888	長期貸付金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 平成25年3月1日に保有株式を売却したことにより、関連当事者に該当しなくなったため、関連当事者であった期間の取引金額および、関連当事者に該当しなくなった時点での期末残高を記載しております。

(注2) 同社の行った増資を1株1,165,930,888円で引き受けたものであります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 110円45銭 |
| 2. 1株当たりの当期純損失 | 53円78銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月20日

株式会社 浅沼組
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡本高郎 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 村上和久 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社浅沼組の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社浅沼組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月20日

株式会社 淺 沼 組

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡本高郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村上和久 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社淺沼組の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な事項等について、本社長及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて監査役会に報告し、必要に応じて説明を求め、重要な事項等について、本社長及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて監査役会に報告し、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月20日

株式会社 浅沼組 監査役会

常勤監査役 赤松 治 ㊟
監査役 辻中 榮世 ㊟
(社外監査役)
監査役 石島 隆 ㊟
(社外監査役)
監査役 古林 繁則 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の戦略的事业展開に備えるため、現行定款第2条の事業目的について追加を行うものであります。

(2) 以上のほか、事業目的の追加に伴い項数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款と変更案は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第2条 (目的) 1. ～5. (省 略) (新 設) <u>6.</u> ～ <u>10.</u> (省 略) (新 設) <u>11.</u> ～ <u>13.</u> (省 略)	第2条 (目的) 1. ～5. (現行どおり) <u>6. 発電並びに電気の販売</u> <u>7. ～11.</u> (現行どおり) <u>12. 医療用機械器具の販売および賃 貸</u> <u>13. ～15.</u> (現行どおり)

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	あさ ぬま けん いち 浅沼健一 (昭和25年12月17日)	昭和48年4月 当社入社 昭和60年2月 当社取締役 本社海外事業部次長 平成元年2月 当社常務取締役本社人事部長 平成3年6月 当社代表取締役常務取締役 社長室長兼本社人事部長 平成4年11月 当社代表取締役専務取締役 社長室長 平成7年6月 当社代表取締役 取締役社長 平成16年6月 当社代表取締役社長 執行役員社長 平成23年12月 当社代表取締役社長 執行役員社長 事業本部長 平成24年4月 当社代表取締役社長 執行役員社長 統括事業本部長 平成25年4月 当社代表取締役社長 執行役員社長 現在に至る (重要な兼職の状況) 浅沼建物株式会社 代表取締役会長 一般社団法人全国建設業協会 会長	1,743,450株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
2	ひろ た しん じ 廣 田 新 次 (昭和25年7月15日)	昭和48年4月 当社入社 平成15年9月 当社大阪本店営業第2部長 平成19年6月 当社常務執行役員東京本店長 平成20年6月 当社代表取締役常務執行役員 東京本店長 平成21年6月 当社取締役常務執行役員 東京本店長 平成23年4月 当社取締役常務執行役員 東京本店駐在 平成24年4月 当社取締役常務執行役員 統括副事業本部長 平成25年4月 当社取締役常務執行役員 建築事業本部長 現在に至る	11,000株
3	ない とう ひで ふみ 内 藤 秀 文 (昭和26年2月2日)	昭和50年4月 当社入社 平成15年4月 当社東京本店営業第3部長 平成21年4月 当社執行役員 東京本店営業統括部長 平成23年4月 当社常務執行役員東京本店長 平成23年6月 当社取締役常務執行役員 東京本店長 現在に至る	12,000株
4	やま こし もり お 山 腰 守 夫 (昭和30年9月3日)	平成14年6月 株式会社三井住友銀行 新宿法人営業第二部長 平成15年6月 同行本店(東京)上席調査役 平成16年4月 同行名古屋法人営業第二部長 平成18年4月 同行業務監査部 上席考査役 平成19年6月 当社入社 執行役員 東京本店建築営業担当 平成24年4月 当社常務執行役員 統括副事業本部長 平成24年6月 当社取締役常務執行役員 統括副事業本部長 平成25年1月 当社常務執行役員 社長室長 現在に至る	19,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
5	こ じま たつ ゆき 小 島 達 行 (昭和25年6月13日)	昭和49年4月 当社入社 平成15年10月 当社大阪本店土木部長 平成19年10月 当社大阪本店土木部統括部長 平成21年4月 当社大阪本店副本店長（土木担当） 平成22年4月 当社執行役員 大阪本店副本店長（土木担当）兼経営企画本部副本部長（土木担当） 平成23年12月 当社執行役員 大阪本店副本店長（土木担当）兼事業本部副本部長（土木担当） 平成24年4月 当社執行役員土木事業本部長 平成24年6月 当社取締役執行役員 土木事業本部長 現在に至る	14,000株

(注) 各取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役辻中榮世氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
やま わき まもる 山 脇 衛 (昭和21年7月11日)	昭和53年4月 弁護士登録 岸本亮二郎法律事務所 入所 昭和55年4月 小野・山脇法律事務所 入所 平成2年4月 山脇法律事務所開設 平成24年6月 当社補欠監査役 現在に至る	—

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者山脇衛氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者の選任理由について
山脇衛氏は、弁護士として専門分野における豊富な知識・経験等を、当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外監査役候補者が職務を遂行できると判断する理由について
山脇衛氏は、弁護士としての専門的知見並びに企業法務に関する豊富な経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたします。
4. 監査役候補者山脇衛氏が監査役に就任された場合、独立役員となる予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役である石島隆氏及び第3号議案が承認可決された場合の山脇衛氏の補欠の社外監査役として、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
はた もり と 畑 守 人 (昭和21年7月24日生)	昭和47年4月 弁護士登録 竹林法律事務所 入所 平成11年4月 大阪弁護士会副会長 平成14年6月 シキボウ株式会社監査役 (現任) 平成17年4月 日本弁護士連合会常務理事 平成19年4月 学校法人兵庫医科大学理事 (現任) 平成21年4月 大阪弁護士会会長 平成22年4月 国立大学法人京都大学監事 平成23年4月 近畿弁護士会連合会理事長 現在に至る	—

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

2. 畑守人氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

(社外監査役候補者に関する記載事項)

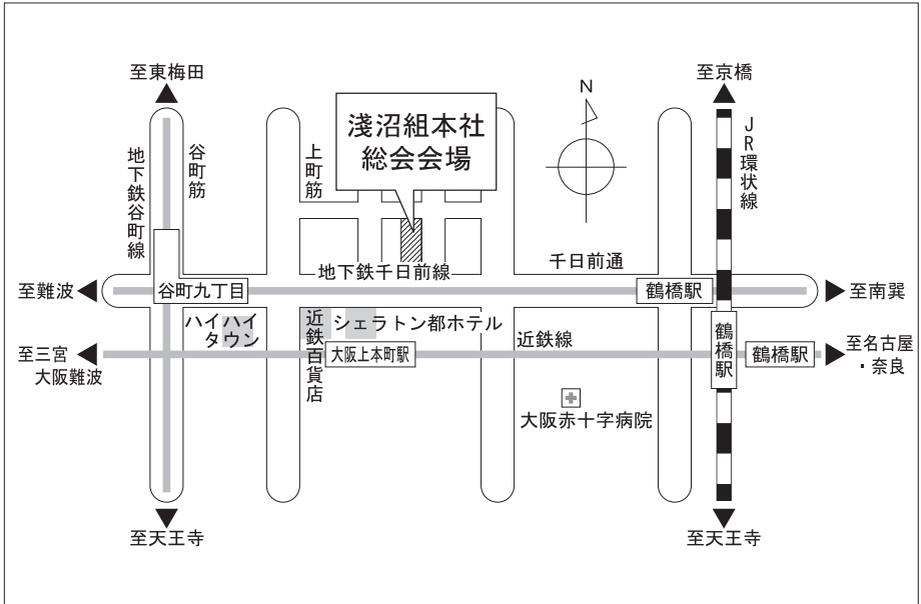
- (1) 畑守人氏は、弁護士の資格を有しております。その専門分野における豊富な知識・経験等を有しており、社外監査役として、当社業務執行の適法性確保の為、極めて有益な方です。
- (2) 畑守人氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として、高い法律知識を有し、企業経営を監査する十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断します。
- (3) 当社は、畑守人氏が監査役に就任された場合、同氏との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
- (4) 畑守人氏が監査役に就任された場合、当社は、同氏を東京証券取引所及び大阪証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市天王寺区東高津町12番6号
当会社 本社8階会議室

最寄り駅 近鉄大阪上本町駅11番出口より徒歩約5分
からの道順



(駐車場の準備はいたしていませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。)